

第7章 計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1 計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見（配慮書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示します。

表 7.1-1 一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 一般の環境の保全の見地からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|------|---|--|
| 生態系 | <p>意見 今後の手続において生態系への悪影響の定量化と代償ミティゲーションを検討すること</p> <p>理由など 本事業は物理的な改変を含む事業となりますので、事業を実施しない（ノーアクション）全面回避以外の既存の環境保全措置が取られたとしても植生が人工基盤に改変されることによる生態系への悪影響が残存すると考えるのが妥当と思われます。</p> <p>これらの残存する環境影響については無視することなく定量化し、開発される場所から離れた生態系が劣化している場所で保全活動を行う代償ミティゲーション（生物多様性オフセット）を実施することが県土の健全な生態系を残していくことに寄与すると思われまのでご検討いただけますと幸いです。本事業においては定量評価を行った後に県環境生活部自然保護課や千葉県生物多様性センター等と共同で沿線の自然公園内の管理不足となっているエリアへの中長期的な管理費の割り当て（あわせて事業化）を確約して頂くだけでも十分かと思えます。</p> <p>地方公共団体の土地区画整理事業において生物多様性定量評価手法を用いて生態系への影響を明らかにし、生物多様性オフセットを実施した事例がありますのでご参照頂ければと思います。この事例では事業者が農地における生物多様性保全に関する既存計画に沿って事業を推進することを生物多様性オフセットの方法としています。</p> <p>参考事例等：昭和町常永土地区画整理組合設立準備委員会（2006） 「甲府都市計画事業昭和町常永地区土地区画整理事業に係る環境影響評価書（補正書）」</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価の手続きにおいて、生態系への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減するよう努めます。その参考にさせていただきます。 |

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法に基づく配慮書について、関係する地方公共団体の長から意見聴取を行いました。

千葉県知事からの意見と都市計画決定権者の見解は表 7.2-1 に、地方公共団体からの意見と都市計画決定権者の見解は表 7.2-2 に示します。

表 7.2-1(1) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 千葉県知事からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|------------------|--|---|
| 1 全般的事項 | <p>(1) 本計画は、既存道路を4車線化するため複数案が設定されないが、想定区域及びその周辺には、環境の保全への配慮を要する施設、住宅、重要な自然環境、景観資源等が存在することから、環境への影響をできる限り回避又は低減するよう道路の位置及び構造を十分検討し、その結果を明らかにすること。</p> <p>(2) 環境影響評価の実施に当たっては、既存道路の存在及び自動車の走行等に伴う環境への影響も踏まえ、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価をできる限り定量的に行うこと。</p> | <p>今後、道路の位置及び構造の検討にあたっては、環境への影響を回避又は低減するよう努めます。</p> <p>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水文環境、地形及び地質、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。</p> |
| 2 各論 (1) 大気環境 | <p>ア 高架及び橋梁構造を採用する場合は、超低周波音の発生による生活環境への影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。</p> <p>イ 超低周波音について、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。</p> | <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、低周波音（超低周波音を含む）の影響について、専門家等の助言を受けながら調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減するよう努めます。</p> |

表 7.2-1(2) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 千葉県知事からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|---------------|--|---|
| (2)水環境 | <p>ア 水質について、想定区域は複数の河川と交差しており、土地の改変等に伴う濁水等の発生及び道路排水等による水環境への影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。</p> | <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、水質について調査、予測及び評価を行います。</p> |
| | <p>イ 地下水の水質及び水位について、トンネル構造を採用する場合は、工事の実施や道路の存在による影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。</p> | <p>また今後の環境影響評価の手続きにおいて、地下水の変化に伴う影響について、調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、工事の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」等を遵守しながら、土壌汚染の影響を回避又は低減することに努めます。</p> |
| (3)土壌環境 | <p>ア 想定区域及びその周辺には、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域等の土砂災害発生のおそれがある区域が存在する。また、蛇紋岩等の地すべりの起こりうる岩石の分布も確認されており、工事の実施や道路の存在による土地の安定性への影響が懸念されることから、環境影響評価項目として地盤項目の「土地の安定性」を選定すること。</p> <p>イ 土地の安定性について、表層以下の地質性状についても留意し、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。</p> | <p>地すべり等の影響に関しては、今後事業を進めていく中で、影響について配慮しながら計画・設計を行っていきます。</p> <p>なお、準備書以降の環境影響評価図書において、環境保全への配慮事項として、今後、地すべり等に配慮していくことを記載します。</p> |
| (4)動物、植物及び生態系 | <p>ア 動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を与える可能性があることと予測されていることから、最新の知見・事例等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。</p> <p>イ 動物及び生態系について、車線数の増加に伴いロードキル(道路上で起こる野生動物の死亡事故)の増加が懸念されることから、既存道路における発生状況の把握を含め、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。</p> | <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、動物、植物及び生態系への影響については、最新の知見・事例等の収集を行うとともに、専門家等の助言を受けながら調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することに努めます。</p> <p>なお、動物及び生態系への影響については、ロードキルの発生状況も踏まえながら、調査、予測及び評価を行います。</p> |

表 7.2-1(3) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 千葉県知事からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|---------------------|---|--|
| (5) 景観 | <p>想定区域及びその周辺に存在する「鋸山」など主要な眺望点、環境保全の配慮が必要な施設等からの既存道路を含めた眺望への影響並びに走行中の自動車からの眺望の変化も考慮し、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。</p> | <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、「鋸山」など主要な眺望点、環境保全の配慮が必要な施設等からの眺望への影響についても、既存道路も含めて、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減するよう努めます。</p> <p>なお、走行中の自動車からの眺望については、走行の安全性なども踏まえながら、今後事業を進めていく中で、影響を考慮しつつ、計画・設計を行っていきます。</p> |
| (6) 人と自然との触れ合いの活動の場 | <p>想定区域及びその周辺には、「鋸山」や「道の駅おおつの里花倶楽部」など主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、工事の実施や道路の存在による影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。</p> | <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場について、調査、予測及び評価を行います。</p> |

表 7.2-2(1) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 富津市長からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------|---|--|
| 総括的事項 | <p>(1) 今後の環境影響評価に当たっては、各環境要素や活動要素等について、改めて必要性を検討したうえで、適切な環境影響評価項目を選定すること。</p> <p>(2) 事業実施想定区域の一部区間において、南房総国立公園特別地域内をルートとしていることから、自然公園法の趣旨に十分に配慮した施設の構造等を検討し、影響を回避又は低減すること。</p> <p>(3) 今後の事業の実施については、幅広い主体に対し、事業計画や本事業の実施に伴う環境影響評価及び環境保全対策等を積極的に情報提供するとともに、丁寧な説明を心がけること。</p> | <p>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水文環境、地形及び地質、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。</p> <p>今後事業を進めていく中で施設の構造等の検討にあたっては、自然公園法の趣旨を十分に配慮しつつ、必要に応じて関係機関とも協議しながら、重要な自然環境への影響を回避又は低減するよう努めます。</p> <p>本事業の実施に伴う環境影響評価及び環境保全対策等の内容について、住民等に対し分かりやすい情報提供に努め、丁寧に説明してまいります。</p> |
| 個別事項 | <p>(1) 大気質及び騒音等</p> <p>2車線増設に伴う交通量の増加により、大気汚染物質や道路交通騒音等の影響を受ける可能性が懸念される。このことから、交通量の予測については、的確な把握を行い、適切な調査ポイント等を設定したうえで、調査、予測及び評価を行うとともに、これらの影響を回避又は低減すること。</p> | <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質や騒音等の影響について、将来交通量を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減するよう努めます。</p> |

表 7.2-2(2) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 富津市長からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|------|---|--|
| 個別事項 | (2)水環境 工事等に伴う汚濁水の発生により、周辺河川の水質や水生生物等への影響が懸念される。このことから、工事計画については、汚濁水流出の防止対策等に十分配慮した計画とし、徹底したうえで工事を行うこと。 | 今後事業を進めていく中で施工計画の検討にあたっては、汚濁水流出の抑制に努めます。 |
| | (3)動植物及び生態系 事業実施想定区域及びその周辺は、重要な動物種であるルーミスシジミ等の生息地をルートとしていることから、自然環境に配慮した構造等を検討し、影響を回避又は低減すること。 | 今後の環境影響評価の手続きにおいて、動植物及び生態系への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減するよう努めます。 |
| | (4)廃棄物等 工事の実施に伴い、廃棄物や建設発生土が多く発生することが予測されることから、その発生を抑制するとともに、再利用及び適切な処理等が行われるよう努めること。 | 今後事業を進めていく中で施工計画の検討にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守しながら、廃棄物や建設発生土の発生を抑制、再利用及び適切な処理等に努めます。 |

表 7.2-2(3) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 鋸南町長からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------|---|--|
| 総括的事項 | 意見なし。 ただし、今後事業を推進するにあたり地域特性を考慮し、周辺環境に配慮した事業計画を策定し、当該事業による環境への負荷のより一層の回避及び低減を図っていただきたい。 | (参考) 今後事業を進めていく中で地域特性を考慮し、周辺環境に配慮することにより環境への影響の回避及び低減に努めます。 |

表 7.2-2(4) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 南房総市長からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------|--|--|
| 総括的事項 | 意見なし。 なお、今後の事業実施にあたっては、引き続き沿線市町と調整するとともに、住民等からの意見についても考慮するよう願います。 | (参考) 引き続き沿線市町と調整するとともに、住民等の意見も聞きながら、速やかに手続きを進めてまいります。 |

表 7.2-2(5) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 環境要素 | 館山市長からの意見の概要 | 都市計画決定権者の見解 |
|-------|--|--|
| 総括的事項 | 意見なし。 なお、今後の事業実施にあたっては、引き続き沿線市町と調整するとともに、住民等からの意見についても考慮するよう願います。 | (参考) 引き続き沿線市町と調整するとともに、住民等の意見も聞きながら、速やかに手続きを進めてまいります。 |